

緊急事態宣言解除による集会所・ふれあいの家の対応について

- 1 内 容 夜間利用の再開（午前9時から午後9時30分まで利用可）
但し、午後9時までに活動を終了するよう協力を要請する。
- 2 対象施設 集会所及びふれあいの家
- 3 解除日 令和3年10月1日（金）から
※栗原ふれあいの家は10/1（金）が休館日のため10/2（土）から

9月30日（木）会議資料

社会教育・スポーツ施設の利用等について

1 再開内容

(1)夜間の利用区分の利用

（※ただし、午後9時までに終了するよう協力を依頼）

(2)団体等の新規登録受付

(3)総合体育館及び福祉の里体育館の新規予約受付

(4)学校施設開放事業の午後9時までの利用

(5)市民会館ホール及びふるさと新座館ホールでのイベント開催時は収容率を50パーセントまでとする。

（※ただし、大声での歓声等がないことを前提としうるものは100パーセントとする。）

2 対象施設等

公民館・コミュニティセンター、体育施設（屋内・屋外）、市民会館、ふるさと新座館、図書館分館、学校施設開放事業

3 開始日

令和3年10月1日（金）から

緊急事態宣言解除後の新座市の教育活動

1 概要

緊急事態宣言が解除されたことから、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

- (1) 開始時期 10月1日（金）から
- (2) 対象 新座市立小・中学校

2 対応

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- ① 健康観察の徹底：検温・健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しない。
- ② 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施
一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果がある。
- ③ 食事（給食）中の会話禁止の徹底
- ④ 直行直帰の徹底：登下校ではマスクを着用し、家庭からの直行直帰を徹底する。
- ⑤ 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応：保健所の業務ひつ迫解消までは、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」による。

- (2) 学習活動の取扱い：「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、可能な限り飛沫防止ガードを活用する等、感染防止対策を徹底する。

- (3) 運動会、体育祭等について：実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫する。

- (4) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事：宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得て、更なる感染防止策を講じて実施する。

- (5) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。

3 部活動の実施について

期間	活動日数・時間	校外活動 (練習試合等)
10月1日（金） から10月15日（金）	週4日以内※ ¹ 2時間以内（平日のみ）	禁止
年4回の大会及び コンクールとその上位 大会に参加する場合	ガイドラインによる※ ²	可※ ^{3、4}
10月16日以降	ガイドラインによる※ ⁵ (土日いずれか1日も可とする)	可※ ⁶

※1 朝練は実施しない。

※2 朝練が必要な場合は、十分な健康観察をした後に行う。

※3 合同チーム以外の複数校の合同練習や練習試合等は、自校を含め2校で行うこととする。

※4 実施できる範囲は、朝霞四市及び県内新座市隣接市町とする。
この条件で効果的な活動ができない場合、校長が市教委と協議したのち、職員に具体的な指示を行う。

※5 朝練については、感染状況等を注視し、実施の可否について改めて検討する。

※6 練習試合及び県外での活動は慎重に判断する。

- ◆ 本人や同居の家族に体調不良がある者は参加しないこと
- ◆ 更衣及び休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底
- ◆ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴うなど）は行わない
- ◆ 生徒同士の会食等は自粛すること
- ◆ 水分補給での感染防止対策を徹底すること
- ◆ 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。

(2)追加接種（3回目接種）

まとめ

- 諸外国において、2回新型コロナワクチンを接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されている。
- 一部の国においては、2回のワクチンを接種後、一定の間隔において、追加接種を実施する方針が打ち出されている。



対応方針

論点	対応方針
● 追加接種を行う必要があるか	● 国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況等に鑑み、 追加接種の必要がある 。
● 追加接種を行う場合、2回接種完了からの接種間隔をどうするか	● 追加接種の時期は、諸外国の動向や現時点で得られている科学的知見から、 2回接種完了から概ね8ヶ月以上後 とする。 ※今後の更なる科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。
● 誰を対象者とするか	● 追加接種の対象者は、 更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ 判断する。
● 使用ワクチンについて	● 使用するワクチンは、1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本としつつ、更なる科学的知見等を踏まえ、早急に結論を得ることとする。

追加接種の全体像 想定シナリオ

対象者・回数

- 2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回追加接種を行う。

※追加接種の対象者は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後厚生科学審議会の審議を経て、判断することになるが、2回の接種を受けた全員が対象になることを想定して準備する。

接種事務の運用

- 基本的には、従来の運用を継続。
- 追加接種用の接種券は、VRSや予防接種台帳から対象者を抽出した上で、段階的に配布。
- 運用改善の観点から、
 - ①QRコードを追記
 - ②接種歴や接種券などの情報を予診票にプレプリントなどの見直しを行う。

開始時期

- 未定（2回目接種終了から8か月以上後）

追加接種の体制確保

- ・市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、接種体制を確保する。
- ・都道府県は、12月から追加接種を開始できるように、市町村を支援しながら進捗管理する。



① 接種会場の調整

- 市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、見込み数を試算し、**必要な接種会場を確保**。
- 医療従事者等は、**住所地外接種（勤務先）も可能**。

※都道府県の支援の例：医療関係団体と協力して、医療機関ごとに勤務先での接種を希望する医療従事者等の人数を把握し、市町村と情報共有

- 市町村は、接種会場と調整の上、**接種会場ごとの希望量を登録**。
- 都道府県は、市町村と医療関係団体と調整の上、**市町村ごとの供給量を決定**。
- 市町村は、**接種会場ごとの供給量を決定**。

※都道府県の支援の例：在庫管理と市町村への適切な分配

- 市町村は、12月から追加接種を開始できるよう、対象者の追加接種時期にあわせて接種券を郵送。接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施。

※都道府県の支援の例：接種券の郵送時期の足並みがそろうように進捗管理